

## 第4章 給与・旅費

### ○社会福祉法人佐渡前浜福祉会役員等の報酬 及び費用弁償に関する規程

(平成16年8月10日制定)

改正 平成18年3月24日

(目的)

**第1条** この規程は、社会福祉法人佐渡前浜福祉会の理事、監事及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法について、必要な事項を定めることを目的とする。ただし、理事である施設長はこの規程を適用しない。

(報酬の額)

**第2条** 役員等の報酬の額は、会議等の出席につき日額8,000円とする。

(費用弁償)

**第3条** 役員等の費用弁償の額は、職務のため旅行した場合の費用（以下「旅費」という。）とし、その種類は、鉄道賃、船賃、車賃、航空賃、日当及び宿泊料とする。

2 第1項に規定する旅費の額は、別表のとおりとする。

(支給方法)

**第4条** 報酬及び旅費の支給方法については、スマイル赤泊職員の給与及び旅費の支給方法の例による。

#### 附 則

この規程は、平成16年8月10日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成18年4月 1日から施行する。

別表（第3条関係）

		区分		区分	
鉄道賃	運賃の等級を2階級以上に区分する路線	普通旅客運賃		車賃	バス運賃実費
船賃	運賃の等級を設けていない路線	乗車に要する運賃		日当	県外 2,400円 県内 2,200円 島内 2,000円
備考	運賃の等級を2階級以上に区分する船舶	県外	上級又は中級	宿泊料 (一 夜)	県外 12,000円
		県内	1等		県内 10,000円
	運賃の等級を設けていない船舶	乗船に要する運賃		島内	実費
航空賃		実費			
1 東京都及び指定都市内の車賃については、用務日1日につき定額3,000円とする。					
2 島外出張で旅行（水路）がカーフェリーを利用する早朝（午前7時以前）の場合は、日当に4,000円を加算する。					
3 新潟市内に旅行する場合の車賃の額は、用務日1日につき2,000円とし、バス実費の規定は適用しない。					